

貸付利率の特例について

決裁 令和元年10月3日

公益財団法人岐阜県市町村振興協会資金貸付金細則（平成24年細則第1号）附則第2項に規定する理事長が定める貸付利率（以下「特例貸付利率」という。）は、下記によるものとする。

記

1 特例貸付利率は、公益財団法人岐阜県市町村振興協会資金の貸付期日における財政融資資金法（平成26年法律第100号）の規定により財政融資資金の財務大臣が定める貸付利率（以下「財政融資資金利率」という。）を基準として、次の各号のとおりとする。

(1) 長期貸付の償還期間12年以内（うち据置期間2年）の特例貸付利率は、財政融資資金利率のうち利率の見直しのない元金均等半年賦償還の方法による場合で貸付期間を11年を超え12年以内とし、及び据置期間を1年を超え2年以内として設定したときの財政融資資金利率が3.3%未満の場合に適用し、当該財政融資資金利率に応じて定める次の表に掲げる率とする。

財政融資資金利率（年利）	特例貸付利率（年利）
0.6%を超え3.3%未満	当該財政融資資金利率から0.3%を控除した利率
0.3%以上0.6%以下	0.3%
0.3%未満	一般財団法人全国市町村振興協会貸付利率

(2) 長期貸付の償還期間5年以内（うち据置期間1年）の特例貸付利率は、財政融資資金利率のうち利率の見直しのない元金均等半年賦償還の方法による場合で貸付期間を5年以内とし、及び据置期間を1年以内として設定したときの財政融資資金利率が3.3%未満の場合に適用し、当該財政融資資金利率に応じて定める次の表に掲げる率とする。

財政融資資金利率（年利）	特例貸付利率（年利）
0.6%を超え3.3%未満	当該財政融資資金利率から0.3%を控除した利率
0.3%以上0.6%以下	0.3%
0.3%未満	一般財団法人全国市町村振興協会貸付利率

(3) 短期貸付の特例貸付利率は、財政融資資金利率のうち満期一括償還の方法による場合で貸付期間を5年以内として設定したときの財政融資資金利率が3.3%未満の場合に適用し、当該財政融資資金利率に応じて定める次の表に掲げる率と

する。

財政融資資金利率（年利）	特例貸付利率（年利）
0.6%を超え3.3%未満	当該財政融資資金利率から0.3%を控除した利率
0.3%以上0.6%以下	0.3%
0.3%未満	一般財団法人全国市町村振興協会貸付利率

- 2 この内規は、理事長の決裁のあった日から施行し、令和元年度以降の貸付分から適用する。

平成29年1月26日決裁・施行の内規「貸付利率の特例について」は廃止する。